

[令和 6 年 3 月 11 日環境生活警察常任委員会－03 月 11 日-01 号]

○委員長（中村実君） 次に、議案第 57 号住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に説明を求めます。

杵渕交通部長。

◎説明者（杵渕交通部長） 交通部長の杵渕です。議案第 57 号住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてのうち県警交通部の所掌事務に関する部分について御説明申し上げます。

お手元の資料 54 ページをお開きください。本条例案は、住民基本台帳ネットワークシステムによって本人確認情報を利用できる事務に、道路交通法に定める臨時認知機能検査の通知事務と医師の診断書提出命令の事務を追加しようとするものです。臨時認知機能検査は、75 歳以上の高齢運転者が信号無視や一時不停止などの一定の違反をした場合に、その者が認知症のおそれがあるかどうかを確認するために行う簡易的な検査で、実施に当たっては、事前に対象者に通知文書を郵送しております。また、この検査の結果が認知症のおそれあ

りとなった者や、安全な運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気等が疑われる者等に対しては、医師の診断書の提出を命ずることができ、この事務についても対象者に文書を郵送しています。文書の郵送先は運転免許証上の住所としておりますが、転居等により住民票の異動があっても運転免許証の住所変更を行わない方もいるため、文書が不達となってしまう場合がございます。このような場合は、市町村に文書照会を行って、住民票上の住所を調査していますが、回答を得るまでに時間を要してしまい、検査の実施や診断書の提出が遅れてしまう場合もあるため、住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報を利用して、迅速に住民票上の住所を確認することができるようにするものであります。

なお、条例施行期日については令和6年4月1日月曜日を予定しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

◆竹内圭司 委員 ちょっと今の御説明でちょっと深く知りたいんですけども、その認知症の方が運転免許証の所有されている。しかしながら認知症であるというところで、医師の判断に基づいて認知症と確認された方が運転免許証を持っているところで、今、住民基本台帳のネットワークを利用して、その方に何らかの対応をするというために使われるとは思いますが、個人情報の観点から、どういう感じで持っていくんですか。その方に運転免許証を取らな

いほうがいいと言うんですか、それとも、利用目的というのはもうちょっと詳しく教えてもらっていいですかね。

◎説明者（高野交通部参事官兼運転教育課長） 運転教育課長の高野です。

臨時認知機能検査や診断書提出命令の対象者は、医師の診断の結果、認知症等であることが明らかになれば、運転免許の取消し等の行政処分の対象となることから、検査や命令は迅速に行う必要がありますが、運転免許証上の住所と住民票上の住所が異なることによって文書が不達になり、検査や命令が遅れてしまうことがございます。住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、検査命令事務や、これに基づく行政処分を迅速に行い、道路交通の安全を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（中村実君） よろしいでしょうか。

（竹内圭司委員、「全く問題ないです」と呼ぶ）

◆竹内圭司 委員 私からも江野澤委員から言われた袖ヶ浦市の林地区の件について、重ならないところでやらせていただきますので、よろしくお願ひします。

昨年12月の本委員会で多数の意見を受けまして、昨年12月議会以降に綿密な調査を行ったと思いますけども、具体的な調査内容と、その結果について、もう一度お願ひします。

◎説明者（庄山廃棄物指導課長） 繰り返しになるところもございますが、まず、法務局や町役場に、まず登記簿の確認、住民票の確認に行きました。そこで、その後その所在地に赴いたところ、その住居歴、また法人があったということは確認できませんでした。周辺の方にも聞き込みをしたところ、そのような、過去にはいたということでしたが、実際に立ち入ったときには人がいなかったということを確認したところでございます。

以上でございます。

◆竹内圭司 委員 今、土地の所有者が居住する住居とか代表を務める法人本社の調査をしたけども、所在確認ができなかった、周りの方に聞いても分からなかったということですけども、では、どのような具体的な確認を行ったんでしょうか。

◎説明者（庄山廃棄物指導課長） 実際に所在地に行きましたところ、別の者が住んでいたということがございましたので、そういった者に確認をした上で、

居住実績等確認して、今いないということを確認したところでございます。

以上でございます。

◆竹内圭司 委員 沖縄に行って調査をしていただいたことは評価しますが、調査内容に伴う全く所在が確認できない、そして単なる他人が住んでいたとかという報告なんですけども、これをもってもう行政としては、私思うんですけども、これはもう単なる土地を貸した名義貸しの案件ではないかと私は思っているんです、この件はですね。実質的にもう名義貸しと思って行動して下さるのかどうかは分からないんですけど、今の時点で行政に対して連絡が取れない、そして県行政に対して確認も取れないような所在状況であり、これは県の環境行政を軽く見ていると言わざるを得ません。そこで、廃棄物処理法の立入権限を持っているわけですから、立入検査権を行使すべきと思いますが、その辺はどのように考えておりますか。

◎説明者（庄山廃棄物指導課長） 立入検査権につきましては、繰り返しにはなりますが、強制的なものを認められたわけではございませんので、あくまでも土地の所有者の同意を得てから進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

◆竹内圭司 委員 すみません。

◆竹内圭司 委員 重複しないところで。今の御答弁を受けまして、じゃあ、過去の土地の所有者にも立入検査を行うというようなことはどうなんでしょ

うか。

◎説明者（庄山廃棄物指導課長） 現在、過去の土地所有者も含めて立入検査に着手したところでございます。すみません。土地ではなくて、過去の土地所有者の事業所に行って立入検査をしているということでございます。

◆竹内圭司 委員 過去の土地の所有者に立入権限があるということでございますか。

◎説明者（庄山廃棄物指導課長） 今の北側の土地に入る際には、過去の土地所有者の同意を得ては立入検査はできないと考えております。

以上でございます。

◆竹内圭司 委員 そうすると、過去の土地の所有者には、今立入調査をしているというお話なんですけども、そこは法違反とかは問えるものなんですか。

◎説明者（庄山廃棄物指導課長） この調査をする中で、廃棄物該当性の判断するために、この立入調査を行っているんですが、その中で廃棄物と認定されれば、この当該行為を行った者に対しては廃棄物処理法に基づく撤去指導を行うことは可能と思われま。

以上でございます。

◆竹内圭司 委員 そうすると、今後どういうふうにしてこの調査を進めていくと考えるんでしょうか。

◎説明者（庄山廃棄物指導課長） 今後は、ここもちょっと繰り返しにはなり

ますが、関係者から得られた情報を基に、引き続き土地所有者の所在確認を進めるとともに、併せてこの再生砕石の購入業者や過去の土地所有者、こちら辺の関係者に立入検査に着手したところでございます。さらには、法に基づく報告徴収も、今後行うことを検討しておりますので、その調査をもって廃棄物該当性の調査を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆竹内圭司 委員 じゃあ、今の御答弁でありましたように、現在の所有者、そして過去の所有者も含めて、最終的には立入検査も行い、違法性が確認されれば権限を行使できるというようなお話ですので、早く迅速に進めていただきたいとしかもう申し上げることはできないんですけども、よろしく願いいたします。